

お知らせ

愛の宅急便事業実施要綱の内容の変更について

令和2年4月1日から愛の宅急便事業実施要綱が一部変更になります。

1 事業内容の変更について

身体介護を廃止します。

※身体介護については、介護サービス・障害サービスをご利用ください。なお、制度の限度を超えて利用をする場合は、契約利用者のみ、利用ができます。

※契約利用者とは、社協ヘルパーステーション訪問介護等の契約をしている利用者です。

2 利用料について

① 値上げをいたします。

新

	最初の60分まで	以降15分毎
生活援助	2,000円	500円
受診介助	2,500円	500円

旧

1時間 1,200円 以降30分毎に600円増

※生活援助とは調理・衣類の整理・居室などの清掃（日常的な清掃で大掃除は行いません。）洗濯・ゴミ出し等

※受診介助 医療機関の受診介助（原則本人宅から付き添う。）

② 利用者の都合によりサービスを中止する場合のキャンセル料について

利用日の前日の午後5時以降に中止の申し出があった場合は1,250円のキャンセル料が発生します。（ただし、やむを得ない事情がある場合不要）

3 利用者の届出及び利用期間について

内容変更・転出又は死亡等利用の必要がなくなった場合は、申し出ください。

利用期間は、利用開始日から1年間です。引き続きご利用いただく場合は、再度申請書の提出をお願いします。（令和2年4月10日まで）

射水市社協ヘルパーステーション

（射水市社会福祉協議会新湊支所）

射水市三日曾根9番18号 82-8455